

・ 職員の服務，倫理

国立大学法人富山大学職員就業規則（抜粋）

（誠実義務）

第26条 職員は，職務上の責任を自覚し，大学の指示命令に従い，誠実に職務に専念するとともに，職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は，次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い，職場の秩序を保持し，互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず，大学の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし，その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で，喧騒，その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく，大学内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品の売買を行ってはならない。

・ 職員の倫理

国立大学法人富山大学役職員倫理規則（抜粋）

（倫理行動基準）

第2条 役職員は，本学の役職員としての誇りを持ち，かつ，その使命を自覚し，次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として，行動しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず，常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 常に公私の別を明らかにし，いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 法令及び本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては，当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- (4) 職務の遂行に当たっては，国立大学法人の公共性を自覚し，全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 労働時間外においても，自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

・懲戒処分

国立大学法人富山大学職員就業規則（抜粋）

（懲戒）

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻，早退，欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

国立大学法人富山大学職員懲戒規則（抜粋）

（懲戒処分の量定）

第3条 量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定する。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

2 量定については、別紙の「懲戒処分標準例」による。ただし、個別の事案の内容によっては、懲戒処分標準例に掲げる量定以外とする場合もある。

3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

・懲戒処分の標準例

（研究費の不正使用に関するものについて別途検討中です。）